

# 令和7年度 第1回埼玉県手話環境整備施策推進懇話会

## 次 第

日 時：令和7年9月5日（金）  
18：30～20：00  
場 所：埼玉会館3B会議室

- 1 開 会
- 2 委員の紹介
- 3 あいさつ
- 4 座長・副座長選出
- 5 議 題  
（1）埼玉県手話施策推進に当たっての意見とりまとめ方法について  
（2）令和7年度の懇話会の進め方について
- 6 その他
- 7 閉 会

（配布資料一覧）

### 次第、座席表、委員名簿

資 料 1 埼玉県手話施策推進に当たっての意見とりまとめ方法

資 料 2 意見とりまとめに当たっての基本的な論点例

資 料 3 令和6年度～令和7年7月末までにいただいた御意見

資 料 4 令和7年度手話言語条例に関する県の取組について

参考資料 1 埼玉県手話環境整備施策推進懇話会設置要綱

参考資料 2 埼玉県手話言語条例

参考資料 3 令和5年度提出意見書

## 埼玉県手話施策推進に当たっての意見とりまとめ方法

### 1 埼玉県手話環境整備施策推進懇話会について

埼玉県障害者支援計画において定められた手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するため、ろう者及び手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場として埼玉県手話言語条例に基づき設置する。

### 2 懇話会の目的

第8期埼玉県障害者支援計画の策定にあたり、県が取組む手話を使用しやすい環境の整備に関する施策推進に関して、埼玉県障害者施策推進協議会に意見書を提出する。

### 3 意見書に記載する内容

#### (1) 基本的な考え方

##### ア 手話の普及、ろう者に対する理解促進

ろう者は、手話という日本語とは異なるコミュニケーション手段を用いていることを前提に、手話を学ぶ機会の提供や学校教育現場における取組を通じ、手話の普及やろう者に対する理解促進に努める。

##### イ 手話を使いやすい環境整備

手話通訳者の確保・育成に努めるとともに、市町村に対する情報の提供・助言その他の必要な支援を行い、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図りながら、ろう者が、社会生活を営む上で手話による情報取得ができるよう、必要な支援に取り組むなど手話を使いやすい環境の整備を進める。

#### (2) スケジュール

|         | R6                         | R7                          | R8                                                                    | R9              | R10 | R11 |
|---------|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------|-----|-----|
| 障害者支援計画 | 第7期<br>(現行計画)              |                             |                                                                       | 第8期             |     |     |
| 懇話会     | ・課題の洗い出し<br>・意見のたたき台<br>作成 | 手話施策推進に<br>当たっての意見<br>とりまとめ | 施策提案<br>第8期計画<br>に盛り込む<br>施策の検討<br><br>障害者支援計画における手話関連施策推進に当たっての意見書提出 | 第9期計画に盛り込む施策の検討 |     |     |

## 令和 7 年度懇話会の運営イメージ

|                  | 手話環境整備施策推進懇話会                                                                                  | 事務局                                          |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 9 月              | <div>第 1 回懇話会</div> <div>○埼玉県手話施策推進に当たっての意見とりまとめ方法について</div> <div>○手話環境整備施策推進懇話会の進め方について</div> |                                              |
| 11 月<br>～<br>1 月 | <div>※懇話会以降も意見を受け付け<br/>(10月31日迄)</div>                                                        | <div>懇話会委員の各意見のとりまとめ<br/>(意見書のたたき台の作成)</div> |
| 2 月              | 意見書のたたき台 事前送付                                                                                  |                                              |
| 3 月<br>(予定)      | <div>第 2 回懇話会</div> <div>○意見書のたたき台について 意見交換</div>                                              |                                              |

※ 令和 8 年度については、令和 7 年度に作成した意見書のたたき台をもとに、埼玉県障害者施策推進協議会に提出する意見書を確定させる。

## 意見とりまとめに当たっての基本的な論点例

埼玉県手話言語条例に記載されている条文ごとの課題に併せて、意見を整理する。

### 1 手話の普及、ろう者に対する理解促進

#### ア 手話を学ぶ機会の確保等（条例第 8 条）

- ・市町村に対して手話言語条例制定状況や手話に関する取り組み情報の提供
- ・ろう者以外の方がろう者と出会い、手話に触れる機会の創出
- ・市町村に対し、手話講習会の開催を働きかけ

#### イ 学校における手話の普及等（条例第 11 条）

- ・福祉体験教育（小学校、中学校）の題材として手話を取り入れる。
- ・高校生に対する手話普及方法の検討
- ・ろう学校教員、ろう児の手話獲得への援助

#### ウ 手話による文化芸術活動の振興（条例第 13 条）

- ・大学の手話サークルなどの発表会や交流の場の提供に努める。

### 2 手話を使いやすい環境整備

#### ア 情報へのアクセス（条例第 9 条）

- ・災害時の情報保障（個別避難計画の作成支援、避難所での手話による情報保障など）
- ・手話を用いた情報発信における ICT の活用（遠隔手話通訳事業など）

#### イ 手話通訳者等の確保、養成等（条例第 10 条）

- ・手話通訳者が目指したい仕事となる環境を作る。
- ・市町村が実施する手話通訳者派遣事業の質の確保

#### ウ 事業者への支援（条例第 12 条）

- ・企業に対し、手話を使いやすい環境整備および、手話環境の開発促進

#### エ 手話に関する調査研究（条例第 14 条）

- ・団体が行う手話の研究、保存やコミュニケーション支援に関する調査研究を支援

## 令和 6 年度～令和 7 年 7 月末までにいただいた御意見

## (1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進

## 【手話を学ぶ機会の確保等】

① 聴覚障害者の特性や手話が言語であることの理解促進を含めた、自治体職員以外の民間施設、病院職員、福祉施設職員に対する手話講習会を充実させる。

- ・ 病院職員向け講習会では、手話言語、聴覚障害や特性についての理解、受診時及び入院時の配慮に関する講義を入れる。
- ・ 福祉施設職員向け講習会では、手話言語についての理解、聴覚障害の特性に配慮した支援の在り方等に関する講義を入れる。
- ・ 警察や消防の職員、県立の施設職員などを対象とした手話講習会の開催を検討する。また、その際には、ろう者の特性に配慮した対応の在り方に関する講義を入れる。

## &lt;参考&gt;

- ・ ハローワーク職員向けには昨年度より、埼玉労働局主催の職員研修でろう者の特性、手話言語についての研修を実施している。
- ・ 警察署をはじめとする司法の場面では、聴覚障害者に対して「手話言語通訳」「要約筆記」等、本人の必要とする意思疎通の手段を直ちに確認し、速やかに手話言語通訳者もしくは要約筆記者の派遣依頼をするよう、働きかけを行っている。  
しかし、本人の意向を確認する際「筆談でよいか」と問いかけることが多く、その方法では誘導となり、本人の意思表示がしづらくなることから、問いかけにも配慮が必要。
- ・ 消防の救命士には、手話を言語とするろう者の救命対応の際、手話表示が難しい状態の時は、救命士からの簡単な手話言語の表示や絵カードを用いる等、どう対応すればいいのかといった講義が必要。

② 手話言語条例が未制定の市町村への更なる働きかけを実施する。

- ・ 学習会などの機会を設け、条例の有無に関わらず、全ての市町村に参加を促し、情報交換を行うことで条例制定の働きかけを行う。

③ 手話サークルの情報や手話に関するイベントを県民へ周知する。

④ 盲ろう者や重複障害に対する理解促進の啓発を行う。

- ・ 福祉事務所と連携し、ろう重複者の授産品などの販売イベント等を開催する。
- ⑤ 若年層に向けた手話講座やイベントを実施するほか、若年層とろう者の交流をさらに促進する。
- ⑥ 手話及び手話言語条例の基本理念の更なる普及施策を実施する。
- ・ 手話サークルの情報につながる QR コードを掲載した手話普及のポスターを学校に掲示する。
- ⑦ 県職員向け手話講習会を充実させる。
- ・ 開催回数を増やすなどして、県職員向け手話講習会をさらに充実させる。

**【学校における手話の普及等】**

- ⑧ 一般の小中学校における難聴児学級に通う生徒、保護者への支援を行うとともに、難聴児学級の職員に対する手話の普及を実施する。
- ・ 小中学校の難聴児学級の保護者を対象とした手話講習会を実施する。
  - ・ 難聴児学級の教員が手話を学ぶことのできる環境を整備する。
- ⑨ 福祉教育の題材として手話を取り入れるなど、学校において手話にふれる機会を創出する。

**【手話による文化芸術活動の振興】**

- ⑩ デフスポーツに関する普及啓発を行う。
- ・ 企業と連携（例：サッカー手話応援など）し、デフスポーツの啓発を行う。
- ⑪ 手話による文化芸術活動の発表の場を周知するとともに、発表の機会を提供する。
- ・ 手話弁論や手話による劇等の行事開催など、文化芸術活動の発表の機会を提供する。

## (2) 手話を使いやすい環境整備

### 【情報へのアクセス】

- ① 盲ろう者の情報保障のための環境を整備するとともに、支援を必要とする盲ろう者の実態調査を実施する。
    - ・ 盲ろうの方でどのくらいの方が支援を必要としているか、ニーズ調査を実施する。
  - ② 知事の記者会見における手話通訳の配置を継続して行う。
    - ・ さらに幅広く、県が作成する県民向けチラシや、観光施設や博物館等の説明書きなど、児童、生徒、学生など老若男女問わず目にするもの、訪れるところのチラシや看板などに手話動画のQRコードを貼り付け、スマホで読み取れると良い。彩の国だよりも、1・2面など主要な部分には手話動画のQRコードを貼り付けをお願いしたい。
  - ③ 遠隔手話通訳サービスを充実させる。市町村役場での遠隔手話通訳サービスの利用促進を行う。
    - ・ 遠隔手話サービスを24時間提供できるよう、予算の確保を検討する。
- <参考>
- ・ 連絡手段としては、日本財団電話リレーサービスが「手話リンク」サービスの普及拡大を進めており、設置手話通訳職員の採用がない市町村や民間企業は、手話リンクを取り入れるとろう者へのサービス提供が向上すると思われる。
  - ・ 手話リンクは、ホームページにタッチボタンを貼り付けて遠隔手話通訳につながり、サービスを取入れた市町村や民間企業側が料金を負担する仕組みとなっている。
- ④ 災害に備えて、ろう者を含む要配慮者に対する理解が促進されるよう、市町村への働きかけを行う。
    - ・ 聴覚障害者、他障害者、妊婦、ペットを飼っている人など、それぞれに必要な配慮を盛り込んだ避難所の開設マニュアルの作成や様々な立場の方が参加した避難所開設訓練の実施を市町村に働きかける。
  - ⑤ 災害発生時におけるICT機器の活用など、ろう者に対する情報保障の環境を整備する。
    - ・ 公共施設にアイドラゴンを設置し情報提供に努める。
    - ・ アイドラゴンの普及、周知を図る。
    - ・ 手話通訳が付いたテレビ番組を増やす。
    - ・ 避難所への遠隔手話通訳サービスの設置を検討する。

**【手話通訳者等の確保、養成等】**

- ⑥ 埼玉県聴覚障害者情報センターの機能強化のため、人材と予算を確保する。
- ⑦ 手話通訳者の高齢化を踏まえ、若年層が手話通訳に興味を持ってもらえるような取組を実施する。
  - ・ 県立大学への手話通訳者養成科の設置を検討する。
  - ・ 県立高校の総合学科の福祉系の授業で手話や点字を学ぶ高校を増やす。
  - ・ 県立大学の学生との手話交流会を年に複数回開催する。
  - ・ 教育委員会と協力し、授業の中で手話に触れる機会を増やす取組を行う。
- ⑧ 埼玉県としてのろう通訳制度を創設に向けた支援を行う。
- ⑨ 手話通訳の仕事につなげるため、日常生活の中で「手話を見慣れる」環境作りを行う。
  - ・ 公共番組だけでなく、様々なメディアに手話動画をつけるようアプローチを行う。

**【事業者への支援】**

- ⑩ 聴覚障害者の特性や手話が言語であることの理解促進を含めた、自治体職員以外の民間施設、病院職員、福祉施設職員に対する手話講習会を充実させる。
  - ・ 鉄道やバス会社職員向けの手話講習会を開催する。
  - ・ 入所施設だけでなく、在宅サービス事業者向けの手話講習会の開催を検討する。
- ⑪ 事業者による合理的配慮の提供にあたっての情報発信・支援を行う。
  - ・ 一般企業に対して具体的な合理的配慮の方法を発信する。

## 令和7年度手話言語条例に関する県の取組について

## 1 手話あいさつ100%運動

聴覚障害者団体、市町村、学校等と連携し、広報、各種イベント、授業等で「手話あいさつ」を広く県民に周知し、「おはよう」「こんにちは」などの基本的な手話ができるようにすることで県民の手話への関心を高める。

## (1) 手話イベントの開催

県内テーマパークと連携して手話普及に関するイベントを実施予定。

## (2) 商業施設での手話普及

9月6日(土) イオン埼玉フェア(越谷レイクタウン)にて、手話体験会を実施。

## (3) 手話交流会の開催

ろう者・手話通訳者と手話で交流する会(手話交流会)を実施予定。

## 2 手話アドバイザー派遣事業

市町村が実施する手話イベントや手話講習会の実施に向けた企画立案への助言、手話言語条例の制定に向けた検討への助言、その他、市町村が実施する地域の手話普及に関する取組に向けた助言等を行う。

(現時点での派遣先：日高市、越生町、吉見町、杉戸町)

## 3 手話動画・ポスターによる広報

令和5年度手話あいさつ100%運動で作成した手話動画(吉本興業)やポスターを活用し、各種広報を実施する。

## 4 県内手話サークル情報及び手話関連イベントの県ホームページへの掲載

年2回市町村に照会を行い、情報をまとめて県ホームページに掲載する。

## 5 手話言語の国際デー・国際ろう者週間におけるブルーライトアップ

趣旨に賛同いただいた県関連施設を、「手話言語の国際デー」のシンボルカラーであるブルーにライトアップする。

【参考(令和6年度実績)】

(1) さいたまスーパーアリーナ 9月24日(火)

(2) 埼玉県立小児医療センター(カリヨンの樹) 9月23日(月)

(3) 埼玉会館 9月23日(月)～29日(日)

(4) 秩父公園橋 9月23日(月)

## 7 手話環境整備施策推進懇話会

手話の施策推進に当たり関係者の意見を聴く「協議の場」として、「手話環境整備施策推進懇話会」を実施し、ろう者や手話通訳者等関係者の意見を聞きながら、手話を使用しやすい環境整備に関する施策を推進し、取組を行う。

- ・第1回：令和7年9月5日（金）
- ・第2回：令和8年3月（予定）

## 8 新規採用者対象手話ミニ講座

4月～：動画「障害者理解と障害者への合理的配慮」により実施

- ・聴覚障害者とコミュニケーションについて（20分）
- ・障害のある方への合理的配慮の提供の義務化（10分）

## 9 県職員向け手話講座（初心者向け）

手話学習経験のない県職員を対象に実施する。（講師：埼玉県聴覚障害者協会）  
今年度は2月に実施予定。

## 10 県民向け手話講習会（初心者向け）

県民向け手話講習会を実施する。

- ・寄居町            8月開催（3時間×4日）    参加17名
- ・狭山市           12月開催（2時間×4日）    定員20名
- ・上尾市          1～2月開催（2時間×4日）    定員20名
- ・宮代町           2月開催（2時間×4日）    定員20名

## 11 公共的施設職員向け手話講習会

地域の公共的施設（市町村役場、警察署、学校、公民館、病院、鉄道、バスなど）の職員を対象とした手話講習会を実施する。

- ・三郷市障がい福祉課管内            10月（3.5時間×4日間＝14時間）
- ・西部福祉事務所管内            10～11月（3.5時間×4日間＝14時間）

## 12 手話通訳者、要約筆記者等の派遣

## ○ 専任手話通訳者設置事業

- ・県専任手話通訳者を3名設置する。

（主な職務内容）

- ・市町村手話通訳者派遣事業の支援、派遣に係る市町村相互間の連絡調整
- ・本事業で実施する研修の企画、運営
- ・県域手話通訳派遣事業のコーディネート、派遣に係る連絡調整及び実務指導

- 市町村専任手話通訳者研修事業
  - ・市町村で設置。専任手話通訳者（市庁舎での手話通訳や個人の申請に対し、市町村登録手話通訳派遣コーディネートを行う。）の技能レベルの向上、コーディネート業務の実務指導のための研修を実施する。
- 市町村登録手話通訳者研修事業
  - ・個人に対し派遣される市町村登録の手話通訳者の技能向上の研修を実施する。

13 聴覚障害者相談員の設置

- 聴覚障害者の生活相談及び生活指導を行う相談員を 2 名配置

## 埼玉県手話環境整備施策推進懇話会設置要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、埼玉県手話言語条例（平成二十八年三月二十九日埼玉県条例第十七号）第7条第2項の規定に基づき、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たって関係者の意見を聴くために設置する埼玉県手話環境整備施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）について必要な事項を定める。

### （組織）

第2条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

### （委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、福祉部長が選任した者とする。

- （1）聴覚障害者団体の関係者
- （2）聴覚障害者支援機関の関係者
- （3）手話通訳の関係者
- （4）手話サークルの関係者
- （5）学識経験者
- （6）学校教育の関係者
- （7）障害福祉関係の行政職員

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### （座長及び副座長）

第4条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副座長は座長を補佐し、座長が不在の時は、その職務を代理する。

### （会議）

第5条 懇話会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

### （会議の公開）

第6条 懇話会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

### （事務局）

第7条 懇話会の事務局は、福祉部障害者福祉推進課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

埼玉県手話言語条例

平成二十八年三月二十九日

埼玉県条例第十七号

手話は、物の名前や概念等を手指の動きや表情等により視覚的に表現する言語であり、ろう者の思考や意思疎通に用いられている。我が国において、手話は、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきたが、一方で長い間、手話を使う権利やろう者の尊厳が損なわれてきた。

埼玉県においても、ろう者は、偏見と闘いながら手話を大切に守り続け、手話を使用して生活を営み、手話による豊かな文化を築いてきており、その歴史の歩みと誇りは尊重されるべきものである。

そして、平成十八年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された。我が国においても、平成二十三年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むことが明記され、平成二十六年に障害者の権利に関する条約が批准された。

しかしながら、ようやく手話が言語であることが認められ、手話に対する理解が求められるようになったものの、いまだ手話に対する理解が社会において深まっているとは言えない。

このような中で、埼玉県において、ろう者以外の者がろう者を理解し、互いに共生することのできる地域社会を実現するためには、手話を広く普及し、県民一人一人が手話に対する理解を深めていくことが必要である。

ここに、私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を広く埼玉県に普及していくことによって、ろう者とろう者以外の者とが手話により心を通わせ、相互に人格と個性を尊重し合い、共生することのできる埼玉県をつくるため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し、基本理念を定め、県、県民等及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者とが共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 手話の普及は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 手話が、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であることを理解すること。
- 二 ろう者とろう者以外の者とが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行う権利を尊重すること。

（県の責務）

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

- 2 県は、ろう者及び手話通訳を行う者その他の手話に関わる者（以下「手話通訳者等」という。）の協力を得て、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

（市町村等との連携協力）

第四条 県は、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図るものとする。

- 2 県は、前項の環境の整備に当たっては、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民等の役割）

第五条 県民及び地域活動団体（地域で文化、スポーツ、ボランティア等の活動に取り組む団体をいう。）は、基本理念を理解し、地域社会の一員として、手話を使用しやすい地域社会の実現に努めるものとする。

- 2 ろう者は、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。
- 3 手話通訳者等は、手話に関する技術の向上、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

（事業者の役割）

第六条 事業者は、基本理念を理解し、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

（計画の策定及び推進）

第七条 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画において、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、前項の手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たっては、ろう者及び手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けるものとする。

（手話を学ぶ機会の確保等）

第八条 県は、市町村その他関係機関、ろう者、手話通訳者等及び関係団体と協力して、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。

2 県は、手話を必要とする者が手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の手話を学習する取組を推進するものとする。

（情報へのアクセス）

第九条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得することができるよう、情報通信技術の活用に配慮しつつ、手話を用いた情報発信の推進に努めるものとする。

2 県は、災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話等により必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（手話通訳者等の確保、養成等）

第十条 県は、市町村その他関係機関及び関係団体と協力して、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び手話に関する技術の向上並びに手話通訳に関する普及啓発に努めるものとする。

（学校における手話の普及等）

第十一条 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう児等」という。）

が通学する学校の設置者は、当該ろう児等が手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 ろう児等が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、当該ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。
- 3 ろう児等が通学する学校の設置者は、前二項に規定する事項を推進するため、手話の技能を有する教員（ろう者の教員を含む。）の確保及び教員の専門性の向上に関する研修等に努めるものとする。
- 4 県は、学校において、ろう児等とろう児等以外の児童及び生徒との交流の機会を充実させることにより、その相互理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。
- 5 県は、学校において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、手話に関する啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者への支援）

第十二条 県は、第六条に規定する事業者の取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（手話による文化芸術活動の振興）

第十三条 県は、手話による文化芸術活動の振興を図るため、当該活動に対する協力その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（手話に関する調査研究）

第十四条 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

（財政上の措置）

第十五条 県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

令和 5 年 9 月 1 9 日

埼玉県障害者施策推進協議会  
会長 佐藤 陽 様

埼玉県手話環境整備施策推進懇話会  
座長 石渡 和実

手話を使用しやすい環境の整備に関する施策についての意見の提出について

標記について、当懇話会における協議の結果を下記の通り、次期障害者支援計画策定に対する意見として提出します。

## 記

### 1 基本的な考え方

施策の検討に当たっては、以下の考え方を基本としています。

#### (1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進

ろう者は、手話という異なるコミュニケーション手段を用いていることを前提に、手話を学ぶ機会の提供や学校教育現場における各種取組を通じ、手話の普及やろう者の理解促進に努める。

#### (2) 手話を使いやすい環境整備

手話通訳者等の確保・育成に努めるとともに、市町村に対する情報の提供、助言その他の必要な支援を行い、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図る。また、ろう者が社会生活を営む上で手話による情報取得ができるよう、必要な支援に取り組むなど手話を使いやすい環境の整備を進める。

### 2 盛り込む施策について

施策体系「Ⅱ地域生活を充実し、社会参加を支援する」の「5 社会参加の支援」の小柱「(4) 東京 2020 パラリンピック競技大会を契機とした障害者スポーツの振興」に新たに 1 つの施策を追加する。

また、現行の 5 つの施策について内容を一部変更する。

施策の詳細については別紙の通り。

**第7期埼玉県障害者支援計画に盛り込む主な施策**  
**埼玉県手話環境施策推進懇話会からの意見より**

| No | 第6期<br>施策番号 | 施策内容                                                                                                                                                                                                    | 担当課        |
|----|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1  | 107<br>122  | 手話は言語であるという認識の下、ろう者とうろう者以外の者が手話により意思疎通を行い共生することを目指し、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保・充実に努めます。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上、 <u>安心・安全に働ける環境の構築</u> に向けて、市町村を支援します。 | 障害者福祉推進課   |
| 2  | 113         | IT(情報通信技術)の急速な進展に対応するため、 <u>障害特性に配慮したIT講習会の開催やITサポート推進員などの活用などにより、障害者のIT技能の向上と情報格差の解消を図ります。</u>                                                                                                         | 障害者福祉推進課   |
| 3  | 116         | 聴覚障害児が様々な選択肢の中から早期に適切な支援を受けられるよう、保護者などからの相談に対応し、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供します。 <u>また、関係機関と連携し、埼玉県聴覚障害児支援センターの相談窓口を周知します。</u>                                                                             | 障害者福祉推進課   |
| 4  | 118         | <u>ICTによる遠隔手話サービスの導入、電話リレーサービスの普及啓発など聴覚障害者の情報保障の拡充を進めます。</u>                                                                                                                                            | 障害者福祉推進課   |
| 5  | 282         | 障害者や高齢者など全ての人々が利用しやすい県有施設に改善するため、 <u>障害者対応トイレの設置や視覚及び聴覚による情報保障の整備など、バリアフリー化を推進します。</u>                                                                                                                  | 管財課<br>財務課 |
| 6  | 新           | <u>2025年デフリンピックの周知を図り、ろう者スポーツの普及啓発を行います。また、ろう者スポーツを含む障害者スポーツと一緒に楽しむことができるイベントなどを通じて、共生社会の実現を目指します。</u>                                                                                                  | スポーツ振興課    |